## 「諸外国におけるクライムストッパーズの制度 及び実態に係る調査研究」 報告書

平成19年3月

財団法人 社会安全研究財団

## はじめに

本調査は、諸外国におけるクライムストッパーズの制度及び実態について、設立の経緯、組織の概要、組織運営の要領、警察との関係及び警察の対応等の観点からの研究を行ったものである。

クライムストッパーズは、1976 年 9 月、米国ニューメキシコ州アルバカーキにおいて発足した、地域の治安維持と犯罪防止を目的とした民間団体による活動の総称である。クライムストッパーズの活動は、犯罪に関係すると思われる情報を市民から匿名で募る際の窓口となること、提供された情報によって容疑者が検挙された場合には、通報者に対して報奨金支払いの手続きを行うことである。現在、クライムストッパーズは、世界 20 カ国に約1,200 支部を構えるまでとなり、殺人、性犯罪、薬物売買、強盗、飲酒運転の摘発等多岐にわたる犯罪関係情報の取り扱いを通じて、各国における治安維持活動の重要な一翼を担っている。

現在、我が国では、官民連携した「安全・安心なまちづくり」の全国展開が推進されており、その中で、市民による社会治安維持への参加意欲が高まっていることを受け、さらなる犯罪撲滅への努力として、一部の諸外国が既に導入し、成果をあげているクライムストッパーズのような犯罪関連情報の通報制度の導入を検討する時期が到来しているものと考えられることから、本件調査を実施したものである。

訪問調査の対象国は、米・英・加を中心とし、また、クライムストッパーズ創設 30 周年記念国際会議(クライムストッパーズの運営等に関する研修を兼ねているもの)に専門家を派遣して、現地調査の対象としなかった、その他各国の関係者に対するヒアリングを行った。

調査の結果、提供された情報の取扱いについては、あくまで匿名性の確保が大原則であることから、提供された情報は公判における証拠能力を有さず、本格的捜査開始の端緒として、あるいは既進行捜査の補完的情報として位置づけられていること、情報提供者を証人として法廷に招致することは想定されていないこと等が明らかとなった。

本件調査の成果が、市民と警察との協力関係をより一層強固なものとし、犯罪検挙率の向上に寄与することを祈念する。

平成 19 年 3 月 財団法人 社会安全研究財団